

道路交通法の一部改正のあらまし なぜ道路交通法を改正したのか

交通事故相談員 堀越正一

改正された道路交通法の一部が既に昨年九月十九日から施行されていますが、

① 国は、今回なぜ前例にない程の厳しい抜本的な改正に踏み切ったのか。

② その理由はどこにあるのか。

国は、全国の交通事故死者数を平成二十四年までに五、〇〇〇人以下にするという目標を交通安全基本計画に定めました。

そして、この目標を達成するためには次の四つの対策を建てて死者数を減少させようとした。

その

一つ、悪質・危険な運転者の対策

二つ、自転車利用者の対策

三つ、高齢運転者の対策

四つ、被害軽減の対策

以上四つの対策を建て、この対策を具体的に実施するため、今回、道路交通法を抜本的に改正したのです。

第一 悪質・危険な運転者の対策

悪質・危険な運転者とは、飲酒運転とひき逃げ運転を指します。

なぜ、これが悪質・危険なのか。

現状を分析すると、

一 飲酒運転の交通事故で死亡する確率は、通常の事故より七倍と極めて高い。また、ひき逃げ運転は約二倍と高く、かつ、いずれも事故は多発しており、極めて危険度が高いからです。

二 また、飲酒・ひき逃げ運転は、いずれも自分で認識していながら運転しているため、極めて悪質性が高いことです。

即ち、これら飲酒・ひき逃げ運転は、死亡事故に直結していること。このため、これらの事故を車社会から根絶するため、今回思い切って改正されました。

平成19年中の交通事故発生状況（概数）

		全 事 故	飲 酒 運 転	ひき逃げ運転
千 葉 県	発 生 件 数(件)	31, 161	478	1, 246
	うち死亡事故件数(件)	246	27	15
	致 死 率	7. 9	56. 5	12. 0
全 国	発 生 件 数(件)	832, 454	9, 824	—
	うち死亡事故件数(件)	5, 587	430	—
	致 死 率	6. 7	43. 7	—

昨年1年間の全国の交通事故死者数は、前年比609人減の5, 743人で54年ぶりに5千人台となった。

(注) 致死率＝死亡件数／発生件数×1000

運転者への制裁

一つは、飲酒運転した本人に直接制裁を強化しました。

どのように制裁を強化したのか

一 酒酔い運転等した本人は、五年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金とした(道路交通法(以下「法」という。))一七条の二第一、三号)。

■等とは麻薬運転をいう。

これは、前よりも二倍も引き上げられました(三年以下、五〇万円以下)。

二 酒気帯び運転等した本人は、三年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金とした(法一一七条の二の二第一、五号)。

■等とは過労運転をいう。

これは、前よりも三倍も引き上げられました(六月以下、一五万円以下)。

(参考)

・「酒気帯び」とは、呼気一リットルにつき〇・一五ミリグラム以上アルコール分が身体に含まれている状態をいう。即ちアルコールの量の問題

・「酒酔い」とは、酒気を帯びて正常な運転ができないおそれのある状態をいう。即ちアルコールの量+酔いの状態の問題

同乗者・提供者等への制裁

しかしながら、飲酒運転は、運転した本人自身を厳しく処罰してもなお、後をたたないことから、今回特に本人の運転と直接関係がない飲酒運転をする周辺者に対しても制裁が強化されました。

刑罰は、本来自己責任の原則によ